

## 新型コロナウイルス感染症対策資金の取扱期間の延長について

### 1 経緯

- ・ 県では、新型コロナウイルス感染症により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の金融円滑化のため、青森県特別保証融資制度経営安定化サポート資金の「災害枠」において、国の緊急経済対策を活用しながら、信用保証料の全額免除及び借入後3年間の利子補給を実施している。
- ・ 国第3次補正予算案等に係る閣議決定により、都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関による無利子・無保証料融資について、保証申込期限が令和2年12月末から令和3年3月末まで延長された。

### 2 本県の対応

- ・ 依然として新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たず、感染が拡大しつつある状況に鑑み、本県では国の制度延長に合わせ、県特別保証融資制度経営安定化サポート資金の「災害枠」について、保証申込期限を令和3年3月末まで延長することとし、県内中小企業者の資金繰り支援を強化する。

県特別保証融資制度 経営安定化サポート資金「災害枠」

#### 【保証申込期間】

(現行) 令和2年5月1日から令和2年12月31日まで

(改正) 令和2年5月1日から令和3年3月31日まで

#### 【融資実行期間】

(現行) 令和2年5月1日から令和3年1月31日まで

(改正) 令和2年5月1日から令和3年5月31日まで

### 3 その他

- ・ 所要の経費については既決予算内で対応予定（※令和3年4～5月分の所要の経費については、令和3年度予算で対応予定）